

交通安全かわら版

平成29年11月
茨城県警察本部交通総務課
NO. 46

～ 年末の交通事故防止県民運動の実施 ～

年末の交通事故防止県民運動

期 間 平成29年12月1日(金)～12月15日(金)

スローガン 自分からつけるライトで消える事故

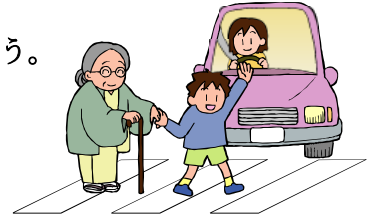
運動の重点



(1) 子供と高齢者の交通事故防止(特に横断歩行者の保護)

- 交通死亡事故の事故類型では、横断歩行者と車の衝突が最も多く発生しています。
- 横断歩道は歩行者優先です。歩行者がいる場合は停止しましょう。
- 子供や高齢者の側を通る場合は、不意の横断等に備え、十分に速度を落とす等、思いやりのある運転を心がけましょう。
- 交差点を右折する時は、死角となりやすい右後方から横断する歩行者等に特に注意しましょう。

横断歩行者の死亡事故が最多



(2) 夕暮れ時と夜間の交通事故防止 **16時～20時に多発**

- 交通事故は、16時～20時の時間帯に最も多く発生しています。日没30分前にはライトを点灯し、夜間対向車や先行車がない時は、積極的に上向きライトを活用しましょう。
- 夕方や夜間、歩いてまたは自転車で外出する時は、反射材を身につけたり、視認性の高い白っぽい服を着用しましょう。



(3) 飲酒運転の根絶 **飲酒運転による死者数は、全国上位**

- 平成28年中、茨城県の飲酒運転による交通事故死者数は、全国ワースト1位、平成29年10月末現在はワースト6位と、全国上位に位置しています。
- 飲酒運転による交通事故は、例年11月～12月に多発しています。
- 飲酒運転は悪質な犯罪、絶対に禁止です。飲酒運転により交通事故を起こした場合、懲役や罰金などの刑事罰のほか、免許取り消しなどの行政処分、損害賠償など、社会的・経済的に大きな代償を伴います。
- 飲酒する時は、「飲んだら乗らない」・「運転するなら飲まない」・「運転する人には飲ませない」を確実に実践し、職場や社会から飲酒運転を根絶しましょう。



年末は日没時刻が年間を通じて最も早く、例年夕暮れ時から夜間にかかる時間帯の交通事故が多発します。

また、忘年会等飲酒の機会が増えることで、飲酒運転も多発します。

年末に向けて、県民の皆さん一人一人が、交通安全について考え、交通ルールの遵守と交通マナーの向上に取り組むことが、交通事故の防止につながります。

悲惨な交通事故を1件でも減らせるよう、ご協力をお願いします。